

第7章 Q&A

災害補償の認定請求は、被災職員が自ら作成・申請することが原則となっています。

しかし、公務災害は日常的に起こるものではありませんので、手続き等に不安を抱えている方もいることと思います。

そこで、所属の担当者をはじめ同僚・上司の格別の配慮・援助が必要となります。

ここでは、特に質問の多い事項をQ&A形式でまとめましたので、被災職員の方に適切なアドバイスをお願いします。

Q 1 所属の職員が公務中に負傷した。既に病院で治療を受けているが、公務災害の手続きはどのようにすればよいのか。

A 1 どのような状況で災害が発生したのかを確認してください。災害の状況（勤務時間中、出張中、通勤・退勤途中、レクリエーション参加中等）により、提出書類が一部異なります。18 ページに提出書類一覧がありますので、準備書類を確認してください。

申請書は本人記載が原則ですが、入院その他やむを得ない事情がある場合、所属の方が本人に状況を確認した上で代筆しても差し支えありません。

Q 2 公務災害では保険証（又は共済組合員証）は使えないと聞いていたが、病院で保険証を使ってしまった場合、どうしたらよいのか。

A 2 できるだけ早く、本人又は所属の方が病院（窓口又は医事課、経理事務担当者）に連絡し、公務災害の申請をする旨を教えてください。以後は治療費の自己負担がなくなります。仮に自己負担をしていた場合でも、早い段階であれば、全額返金されます（身分証明として保険証の提示を求められることがあります。自己負担は求められません。なお、扱いが異なる病院もあります。）。

また、一部の病院では、保証料として1万円程度の入金を求められる場合がありますが、認定通知書を提示すれば、全額返金されます。

Q 3 本人の不注意が原因だが、認定されるのか。

A 3 故意又は重大な過失がある場合は、補償を制限することもあります。一般的な不注意を理由に認定しないということはありません。

Q 4 被災地近くの病院で応急処置をした後、自宅近辺の病院に通院したい場合、申請書にはどのように記載したらよいのか。

A 4 認定請求書の事故状況を記載する欄に「〇〇病院で応急処置を受け、その後、自宅近くの△△病院で治療している。」等記載してください。

なお、認定請求書には、継続して通院する医療機関発行の診断書を添付してください（双方の診断書を取った場合、一方の診断書代しか補償できませんので御注意ください。）。

Q 5 診断書で注意することはあるのか。

A 5 受傷日の他に、初診日が記載されるように、主治医に依頼してください。

なお、診断書料の消費税は非課税です。

Q 6 公務災害認定後、受診する病院を変えたいのだが。

A 6 有名な医師がいるから、といった個人的な理由で転医（受診する病院を変更すること）した場合、重複診療に係る部分や必要な療養と認められない部分については、自己負担となります。

転医するためには、主治医の紹介による専門医への転医等、医学上又は社会通念上の妥当性を有することが必要です。

転医をする場合、あらかじめ「転医届」を提出していただきます。

Q 7 勤務中に、メガネを破損してしまったが、これは補償の対象になるのか。

A 7 補償の対象外です。

地方公務員災害補償制度とは、その災害によって生じた身体的損害の補償、必要な福祉事業（障害に対する補償等）を行う制度であり、物的損害や精神的損害（慰謝料）については、補償の対象になりません。

Q 8 非常勤職員（会計年度任用職員を含む）が、公務中に怪我をした場合、基金の補償を受けられるのか。

また、任意の協議会委員の場合はどうなのか。

A 8 基金の補償は、常勤職員及び常勤的非常勤職員が対象となっています。非常勤職員の場合、基金ではなく、条例等に基づき各地方公共団体が補償することになります。

また、建設・水道・病院・清掃等、労災法第3条適用事業所の非常勤職員は、民間企業同様、労災法の適用を受けます。

なお、これらの補償内容は相互に均衡がとられており、適用法の違いで不利益を被ることはありません。

一方、条例・規則等に基づき設置された委員会以外の委員（任命権者の辞令等がない）や講演会の講師等は公務災害の適用を受けませんので、民間保険に加入する等、万が一の場合を想定した対応をお薦めします。

※ 常勤的非常勤職員

「常勤の職員と同様の勤務時間が18日^(*)以上ある月」が引き続き12月を超えた職員で、その超えた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている職員。
* 1月間の開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日減じた日数

〈例〉 フルタイムの会計年度任用職員 等

※ 再任用短時間勤務職員

平成13年4月から施行された、再任用制度で採用された再任用短時間勤務職員は、基金の補償の対象となります。（地方公務員法第28条の5第1項に規定する職員）

Q9 突然、くも膜下出血で倒れた場合の取扱いはどうなるのか。

A9 脳・心臓や精神の疾患、腰痛等が公務災害として認定されるためには、公務が最有力原因であることが必要です。そのため、本人の素因や勤務状況等に関して詳細な調査が必要になります。

これらの事案で公務災害の認定請求をしようとする場合には、調査内容等を説明しますので、すぐに基金支部にご連絡ください。

（腰痛、脳・心臓疾患事案等については、9ページ以降を参照。）

Q10 乗用車で通勤途中、出会い頭の事故を起こしてしまった。通勤災害の申請にあたって、どのような点に注意したらよいのか。

A10 交通事故等、相手（加害者）がいる場合の事案を総称して、第三者加害行為事案といいます。これらは、公務災害・通勤災害の認定を請求する際、通常書類の他に、事故の内容や加害者（被災職員の過失の方が大きい場合でも、相手方に過失がある場合には、加害者と呼んでいます。）が確認できる書類が必要となります（41ページ参照）。

また、交通事故で軽傷の場合や相手に100%の過失がある場合は、通勤災害等の認定をした上で、治療費については相手方の自賠責保険や任意保険での対応をお願いしています（第三者加害行為事案については、37ページ以降を参照。）。

Q11 軽傷でも公務災害の認定請求はできるか

A11 軽傷でも、医師の診断があれば請求できます。

Q12 未成年者や心神喪失者のような責任無能力者から加害行為を受けたのだが、第三者加害報告書の提出は必要か。

A12 提出は必要です。責任無能力者が加害者の場合、加害者本人は第三者に該当しませんが、責任無能力者の監督義務者に損害賠償を行なえる場合があるため、加害者が居る場合は必ず第三者加害報告書を提出してください。

Q13 治ゆ届の作成は被災職員自身が行うものなのか。

また、治ゆの年月日はいつにすればよいのか。

A13 治ゆ届は治ゆ（症状固定を含む）したことを届出るもので、被災職員自身が作成します。

治ゆの年月日欄に記載された日付以降は、同一傷病により医療機関に再度受診したとしても基金からの補償は行えなくなりますので、主治医に良く確認した上で、適切な日付を記載してください。